

下松市ものづくり女子表彰要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、製造事業者における女性活躍推進の機運醸成を図ることを目的とし、製造事業者に就業する女性労働者で本市の産業技術の振興に寄与している者に対して下松市ものづくり女子特別賞（以下「特別賞」という。）を授与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条 市長は、次の全てに該当する者の中から特別賞を受賞する者（以下「受賞者」という。）を決定するものとする。

- （1）現に本市に住所を有する女性であること。
- （2）平成26年4月1日以降にくだまつものづくり女子就業推進事業者認定制度実施要綱（令和6年7月1日制定）の規定によりくだまつものづくり女子就業推進事業者の認定を受けた事業所に週30時間以上（障害者雇用にあつては、週20時間以上）の無期雇用契約に基づいて就業し、ものづくり関連業務への従事年数が通算して5年以上あること。
- （3）勤務している事業所から、下松市ものづくり女子表彰候補者推薦書（別記第1号様式）が市長に提出されていること。

（表彰の方法）

第3条 表彰は、記念盾を受賞者に授与する方法により行うものとする。

（表彰の時期）

第4条 表彰は、下松市中小企業勤労者フェスタ内において実施するものとする。

（庶務）

第5条 特別賞の表彰に関する事務は、地域振興部産業振興課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

下松市ものづくり女子表彰候補者推薦書

年 月 日

下松市長 様

推薦者 所在地

代表者

連絡先

年度下松市ものづくり女子表彰制度の表彰候補者として、下松市ものづくり女子表彰要綱第 2 条第 3 号の規定により、下記の者を推薦します。

記

推薦候補者

ふりがな 氏名 生年月日		候補者写真
住所	〒744- 下松市	
ものづくり 関連業務 従事年数	年	
職務内容		
職歴		